

東日本大震災（続編）

- 宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証 - 概要版

本書は、「東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―（平成24年3月刊行）」の続編として、東日本大震災に対する宮城県の応急・復旧期の対応を、平成23年9月～平成24年3月を主な対象期間として記録・検証した、「東日本大震災（続編）―宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証―」についてその概要をとりまとめたものである。

東日本大震災 地震及び被害の概要

地震名	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震			
地震発生時刻	平成23年3月11日（金）14時46分			
発生場所 （震源位置）	三陸沖 （北緯38度06.2分，東経142度51.6分，深さ24Km）			
規模	9.0（モーメントマグニチュード）			
最大震度	7（宮城県栗原市）			
宮城県内の人的被害 （平成25年2月28日時点）	死者	10,366人	重傷	504人
	行方不明者	1,359人	軽傷	3,607人
宮城県内の住家・非住家被害 （平成25年2月28日時点）	全壊	85,315棟	床上浸水	15,475棟
	半壊	151,736棟	床下浸水	12,894棟
	一部損壊	224,262棟	非住家被害	26,603棟
宮城県内の避難所・避難者数 （平成23年3月14日ピーク時）	35市町村，1,183施設，320,885人			

平成25年3月

宮城県

目 次

I	検証の目的	1
II	検証の対象	1
III	検証の方法	1
IV	本検証の構成	1
V	災害応急・復旧対策（発災6か月後から半年間の対応）についての検証	3
	1. 災害対策本部事務局の対応	3
	2. 各部局の対応	4
	3. 検証の総括	17
VI	県災害対策本部連絡員意見交換会	19
VII	「6か月間の検証記録」提言事項への対応状況	20

I 検証の目的

本検証は、未曾有の大災害となった東日本大震災に対する宮城県の経験とその対応を明らかにし、それを検証することにより、宮城県における今後の大規模災害への体制強化を図るための基礎資料として活用するとともに、今後国内で発生するであろう大規模災害への備えとなる教訓として、多くの機関に幅広く活用してもらえる行政資料とすることを目的としている。

II 検証の対象

県では、東日本大震災発生からおおむね半年間（平成23年3月～平成23年8月）における宮城県の災害対応を検証、記録した「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」（以下「6か月間の検証記録」という。）を平成24年3月に発行した。

本検証は、「6か月間の検証記録」の続編として、その後の6か月間（平成23年9月～平成24年3月）を対象に、引き続き宮城県の応急・復旧期の災害対応を検証、記録したものであり、本書と「6か月間の検証記録」と併せ、初動期から応急復旧を経て、復興に向け歩み始めた約1年間における宮城県の災害対策を明らかにした。

III 検証の方法

検証に当たっては、宮城県の災害対応を中立かつ専門的な視点で検証を行う必要があることから、エヌケーエスシー NKS J リスクマネジメント株式会社（以下「NKS J RM」という。）へ業務委託し、NKS J RMのコンサルタントによる県職員への聞き取り調査を実施した。検証結果については、NKS J RMがとりまとめた提言を掲載している。また、「6か月間の検証記録」提言事項への対応状況についても併せて調査し、整理した。

IV 本検証の構成

本検証の構成は以下のとおりとなっている（「6か月間の検証記録」からの新規追加項目についても示す）。

- (1) 東日本大震災1年間の写真
 - ・・・【追加項目】発災から1年間の動きの写真を掲載した。
- (2) 第1章 東日本大震災の災害の概況と被害の概要
 - ・・・被害状況等数値情報について、時点による情報の更新を行った。
- (3) 第2章 災害応急・復旧対策（発災6か月後から半年間の対応）
 - ・・・宮城県の応急復旧対応の記録および、外部機関による検証事項の提言を記した。
 - ・・・【追加項目】震災発生時の県災害対策本部員等による寄稿文を掲載した。
- (4) 第3章 県災害対策本部連絡員意見交換会
 - ・・・【追加項目】各部局庁本部連絡員による意見交換会の内容を掲載した。
- (5) 第4章 検証の総括
 - ・・・外部機関による検証結果について総括意見を掲載した。
- (6) 第5章 「6か月間の検証記録」提言事項への対応状況
 - ・・・【追加項目】「6か月間の検証記録」における外部機関の検証結果について、現在の取組状況について主要なものを掲載した。

(7) 資料1 県災害対策本部会議の実施状況

・・・【追加項目】県災害対策本部会議の会議内容を掲載した。

(8) 資料2 県災害対策本部及び関係機関の対応状況

・・・【追加項目】時系列で動きを整理し、掲載した。

(9) 資料3 県作成記録誌一覧

・・・【追加項目】県が発行した東日本大震災に関する記録誌の一覧を掲載した。

(10) 索引

・・・【追加項目】本文中の主要な事項について索引を作成した。

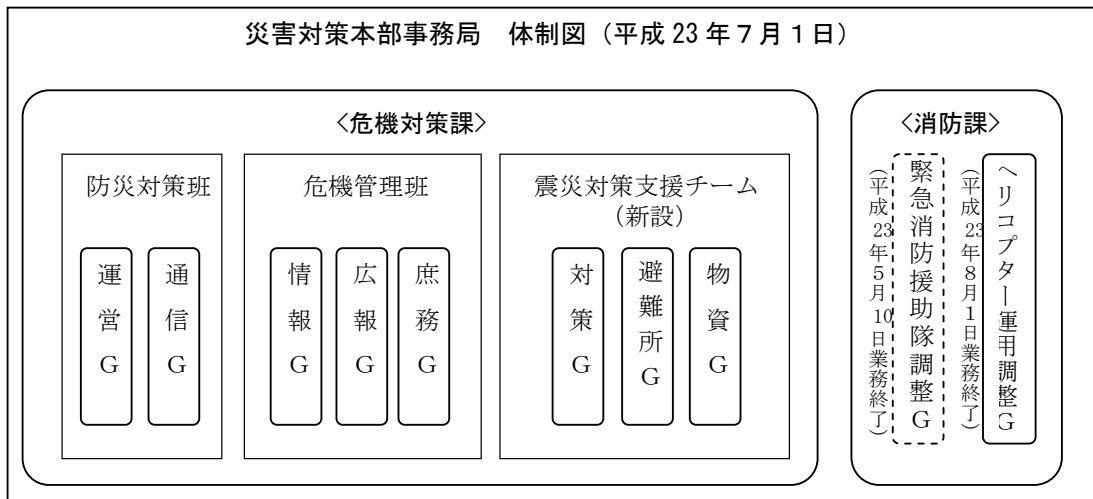
V. 災害応急・復旧対策（発災6か月後から半年間の対応）についての検証

1. 災害対策本部事務局の対応

運営グループ (P14～)	提言事項
<p>発災から平成24年3月26日までの間に全95回の県災害対策本部会議を開催した。</p>	<p>災害対策本部会議が、報道機関に公開して開催されたことで、県における課題認識や、対応方針の内容や意思決定の背景などを、正確に把握しやすかったものと考えられる。</p> <p>運営グループは災害対策本部会議運営・本部連絡員会議の事務を実施したが、総合調整を担うための責務を果たすことができる環境を整備する必要がある。</p>
<p>内閣府が定める運用指針や東日本大震災に伴う特例に関する市町村への周知、相談対応を行ったほか、直接、被災者のり災証明書発行に関する問い合わせに対応した。</p>	<p>住家のり災証明発行に伴う住家被害認定に関する基準の曖昧さを改善するために、国に改善要望を提出した。今後も、被災者救済の観点から改善策の検討が必要である。</p>
対策グループ (P17～)	提言事項
<p>国内外から数多く寄せられた人的支援、物的支援及び義援金や寄附金等に対し謝意を表するため、県として感謝状の贈呈を行った。</p>	<p>感謝状発行に関わる事務量は膨大であったため、事前の取り決めによる改善が必要である。</p>
<p>初期の体制を見直し、対策G、避難所G、物資Gを統括するリーダー職を置き他班及び庁内各課の相互調整を図った。</p>	<p>本部事務局各グループの業務分掌や作業フローを確認・調整する体制が改善されている。</p>
情報グループ・広報グループ・庶務グループ (P21～)	提言事項
<p>消防庁に対し、死者及び行方不明者の計上場所について、今回のような大災害時には被災した場所ごとに集計するのは事実上困難であり、住民登録ベースでの集計もやむを得ないのではないかと、数度に渡り非公式に打診・要望した。</p>	<p>関係省庁への働きかけにより、被害状況の整理が明確になった。今後被害状況を把握する上で重要な指標については、過去の被災県や関係機関と連携の上で明確な定義を定める働きかけを行うことが望ましい。</p>
<p>寄せられる要請、要望及び問い合わせ等は、復興に関するものが主となっており、これらについては既に設置されていた復興担当の各課に取り次いでいた。</p>	<p>被災市町村からの要請情報等に対する県での対応状況が、十分に整理されていなかった。多くの市町村が同時に被災する事態においては、責任を持って対応できる体制とすることが重要である。</p>
通信グループ (P25～)	提言事項
<p>貸与した機器（衛星携帯電話、データ通信カード等）を長期間返却できない地域があった。</p>	<p>非常用通信設備から通常の通信設備への移行方法や通信手段の包括的な管理方法は、事前の計画が必要であった。</p>
物資グループ (P28～)	提言事項
<p>7月以降、1箱に多種類の物資が混在されているために配送できずにいた物資について、提供可能な状態へと本格的な仕分け作業が行われた。</p>	<p>支援物資については、支援する側と受け入れる側とで共通化できるルールをマニュアル化しておくことが必要である。</p>
<p>支援物資への要望数は減少したが、物資要望のニーズは詳細かつ多様化し、1品目ごとの要望数は少なくなるなどミスマッチが多く発生した。</p>	<p>事前の災害時応援協定によって、宮城県倉庫協会から派遣された物流専門家が、本部事務局執務室に駐在し倉庫関連業務を実施した。協定を効果的に運用するために、平常時より、県、関係機関が合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練も実施することが求められる。</p>

最低限の支援は行政が行い、それ以外の草の根的な支援をボランティアが行うという形で相互の得意分野を活かすこととした。	不良在庫によって、倉庫業務に支障が生じたが、市町村・ボランティアとの連携による支援提供を実施した。今後は災害時の連携対応について計画を策定しておくことが必要である。
---	--

避難所グループ（P34～）	提言事項
「在宅避難者」「県外避難者」については、実態の把握や支援の範囲について、市町村で差が生じた。	「在宅避難者」「県外避難者」の定義を明確にし、予期した対応の手順化が必要である。



2. 各部署の対応

組織改編及び人員体制の強化（P53～）	提言事項
応援職員受け入れにあたり、当初予定していた県の宿舍や民営アパート等の活用のみではなく、戸建宿舍のルームシェアや他県所有施設の活用などの対応を進めた。	応援職員等の宿泊場所の確保は事前の調整が必要であった。
全国的にも自治体職員は不足傾向にあるため、短期派遣職員に協力していた他自治体に中長期の派遣を求めることは難しい状況であった。	任期付き職員の採用等により不足人員の確保が行われた。今後は、災害対応及び復旧期において、どのような職種の職員がどの程度必要となるかについて整理するとともに、不足が予想される人員の確保方法について予め検討し制度化する必要がある。
市町村への行財政面における支援（P60～）	提言事項
復興関連事業が本格化したことにより、土木職員や建築職員など技術職員のニーズが増加したため、これら技術職員の不足が顕著となった。	市町村でニーズの高まる技術系職員の確保に苦慮した。今後は、災害発生直後から復旧・復興に向けた対応の中でどのような職種が求められるかについて整理しておく必要がある。

県民への情報提供 (P66～)	提言事項
<p>庁内各課の対応情報等を、所管する様々な広報媒体の特徴に応じて活用して提供することができた。</p>	<p>県民へ宮城県の対応等を伝える橋渡し役として機能することができた。今後は、関係各課室が連携して県庁の情報提供体制をマニュアル等にとりまとめ、訓練等を通じて検証することが必要である。</p> <p>多様な情報提供手段の活用により広く県の情報が提供された。今後は、災害時における活用方法の検討が必要である。</p>
<p>報道機関、復興・コミュニティFM、管内市町村、商工会議所、商工会、JA、森林組合等への資料配布及び電子メールの活用や、ホームページやブログ等を活用して定期的に実施された。</p>	<p>仮設住宅等の居住環境に対しては、紙媒体等での情報発信が有効であった。時間の経過とともに案件数が増えて業務負荷が高くなった内容であったが、評価できる対応であった。</p>
ふるさと納税 (P75～)	提言事項
<p>ふるさと納税の手続きは、書類のやり取りが納付者と県との間で数回必要となる仕組みであった。</p>	<p>ふるさと納税の納付方法については、納付者の視点で検討が必要であった。</p>
海外政府等からの支援への対応 (P78～)	提言事項
<p>外国政府や外国企業からの義援金等は、日頃から関わりのある国際経済・交流課に申出が寄せられた。</p>	<p>海外政府等からの支援物資等への対応は、申出者の意向に沿って、関係課と連携し、迅速かつ柔軟に対応することができた。</p>
二次災害防止対策 (P80～)	提言事項
<p>がれき処理により大気環境が悪化するおそれが高かったため、県としても大気環境については独自にモニタリングするという判断を下した。</p>	<p>県民の不安を解消するため、大気環境について県独自にモニタリングを実施している。県民の生活環境に異常がないことも伝えて発信していくことについて、県だけでなく報道機関等も含めて検討していくことが求められる。</p>
二次避難対策 (P88～)	提言事項
<p>医療・福祉に関するノウハウを持ち合わせていなかったため、要援護者の二次避難への対応において、課題や困難を伴うケースがあった。</p>	<p>県庁内における二次避難の担当部門が明確ではなかった。要援護者の対応等に当たっては、地元の保健所等との連携により実施する体制が必要である。</p>
<p>県外からの応援職員が中心にマニュアル作成業務を行い、土地勘のある県職員が同マニュアルを用いて避難者や市町村への対応を行った。</p>	<p>二次避難者対応マニュアルを策定することで、県として整合の取れた二次避難対応を図ることができた。今後同様な津波を伴う広域災害発生時のガイドラインとなると考えられることから、県内外で広く共有されることが望まれる。</p>
<p>二次避難者への情報提供は、避難者情報システムに登録した避難者を主な対象として行われることが多かった。</p>	<p>様々なケースの二次避難者が発生したことで、広域災害における避難をとりまく様々な課題が明らかになった。今回の震災における代表的なケースで分類するとともに、それぞれの避難者の把握方法を検討するとともに、避難ケースに応じた支援のあり方を明確にする必要がある。</p>

医療救護対策（P91～）	提言事項
<p>医薬品の選定の際は関係機関（医師会や病院薬剤師会等）にどのような品目が必要か等の意見を求めた。</p>	<p>関係機関と連携して医薬品の備蓄の見直しを行った。今後も引き続き様々なケースの災害を想定した訓練等を実施して、必要な品目、備蓄量、備蓄場所等について、定期的に検証し更新を行う必要がある。</p>
<p>震災時の対応について在宅診療医や保険薬局、訪問看護・介護等による現場からの報告をもとに情報交換・意見交換が行われた。</p>	<p>在宅療養に関する震災時の対応が検討されており、今後の災害対策に有効である。</p>
<p>会議では、定期的に地域の現状や課題を共有。また、会議構成メンバーの震災以降の対応や課題等をまとめたものを小冊子にすることとしている。</p>	<p>医療救護対策に関する対応や課題を小冊子にまとめることは今後の災害対策に有効である。</p>

保健活動（P101～）	提言事項
<p>平成24年3月までに8回の会議を開催。前半期は地域保健福祉活動ガイドラインの作成について、後半期は民間賃貸借上住宅入居世帯を対象とした健康調査や応援事務所の体制作り等について検討を行った。</p>	<p>保健福祉部の関係各課室及び各保健福祉事務所で構成される会議を定期的に関きガイドラインの検討等を実施した取り組みは、保健福祉に関する各種課題を解決するために有効であった。</p>
<p>被災者が分散して居住しているため、広域的な対応が必要な民間賃貸住宅（みなし仮設）入居被災者の健康調査を実施。</p>	<p>各市町村が独自の様式で健康調査を行っていたため、県全体の健康状態をまとめることが困難であった。</p>
<p>応急仮設住宅等の入居者を対象に、6市4町の集会所等を会場に、歯科医師及び歯科衛生士による歯科保健指導や歯科相談を実施。</p>	<p>口腔ケア事業を実施したが、市町村との連携が円滑にはいかず十分な周知ができなかった。</p>
<p>管内市町村の被災者支援の状況、課題等を情報共有しながら、各部門において、それぞれ支援を行う体制を整えた。</p>	<p>被災者生活支援チームの設置により体制強化が図れた。 市町村全体の状況を継続的に把握しきれない状況を改善するため、市町の保健師と情報共有する担当を決め支援体制を整備した。</p>
<p>継続的な保健活動について、必要なマンパワーが確保できるように関係部署が連携し、これらの取り組みを計画やマニュアル化していく。</p>	<p>被災者に対して、長期的な観点で保健活動を実施している。今後は、継続的な保健活動について、必要なマンパワーが確保できるように関係部署が連携し、これらの取り組みを計画やマニュアル化していくことが必要である。</p>

地域医療機関の復旧・復興支援活動（P111～）	提言事項
<p>平成24年3月までに、医科で81施設、歯科で43施設、養成所等7施設合わせて131施設において災害復旧補助金の交付決定がなされた。</p>	<p>国庫補助の制約から、特に仮設歯科診療所に関して整備に当たった課題が発生した。今後は、県内での仮設診療所の整備に必要な金額をもとに補助制度を設計する必要がある。</p>

感染症対策（P120～）	提言事項
<p>冬季における感染症予防対策として、インフルエンザ及び感染性胃腸炎の普及啓発チラシを作成。 手洗い啓発のためオリジナルキャラクター作成。</p>	<p>感染症の発生予防のために支援員向けのセミナーや仮設住宅等へのチラシ配布を実施した。感染症対策の内容を周知するためにリーフレットの配布や手洗い励行のシール配布に取り組んだ。 通常時には、各地域の保健所が企画・開催する内容であるが、大規模な災害時には、本庁において各保健所をバックアップし、支</p>

	<p>援員・被災者のためのセミナー等を開催できるような体制の構築も検討することが望まれる。</p>
<p>避難所における感染症サーベイランスを実施。</p>	<p>感染症サーベイランスの“質”と、状況の集約については課題があった。今後は、検討を重ね、県と国とが連携した対応を協議することが求められる。</p>

食生活改善対策 (P123～)	提言事項
<p>食事の提供状況や提供される食事の栄養評価、必要な支援などの現状を把握し、栄養改善の対応を図ることを目的とした調査を実施。</p>	<p>避難所での食事状況調査により避難者の栄養状態が把握された。今後は同調査結果を分析整理し、避難所マニュアルや備蓄品の選定等に活用する必要がある。</p>
<p>他市町の状況や国・県の情報共有を図ることを目的に、情報交換会を開催。</p>	<p>栄養士同士が情報交換会を開催した。災害時において、相互に相談し合えるような連絡網を整備するなどの連携した対応を取るための有効な仕組みを構築することを期待したい。</p>
<p>「給食施設災害状況調査」を実施。結果は各施設に還元するとともに、平成24年3月開催の「病院・福祉施設栄養士研修会」で報告。</p>	<p>給食施設の災害状況調査を実施し被災状況等の把握を行うとともに、新たな防災計画の策定状況等を確認した。今後は、給食施設（病院、介護保険施設、老人福祉施設、学校、事業所、保育所、社会福祉施設）間のネットワークづくりや給食施設相互間での情報提供、食材及び食料や調理用品、衛生物品等の確保・融通が迅速にできるような体制整備を期待したい。</p>
<p>災害時において、給食施設相互間での情報提供、食材及び食料や調理用品、衛生物品等の確保・融通が迅速にできるような体制を検討。</p>	<p>栄養士同士が情報交換できる連絡網の整備、給食施設相互間での連携対応などの取り組みは実効性の高い対策である。</p>

リハビリテーション支援対策 (P128～)	提言事項
<p>病院や事業所のリハビリテーション専門職を活用して被災者の健康支援を行うことを目的とした「健康支援事業（リハビリテーション支援）」を立ち上げた。</p>	<p>リハビリテーション支援事業の立上げにより、仮設住居の住環境の改善につながった。今後は、バリアフリーを考慮した応急仮設住宅の仕様及び必要な供給量を整理する必要がある。</p>
<p>市町への技術的支援を行い、同時に相談窓口を掲載したパンフレットを作成・配布するなどした。</p>	<p>応急仮設住宅のバリアフリー化に関する被災市町への支援等、被災市町では対応しきれない部分の対応を実施した。県全体としての対応計画へ反映させることが望まれる。</p>

要介護者支援対策 (P132～)	提言事項
<p>災害復旧費国庫補助の対象事業については、平成23年4月に第一次協議受付開始、平成23年5月に第二次協議受付開始、平成23年9月から高齢者福祉施設に係る災害査定開始が順次行われた。災害復旧費国庫補助の対象外施設への対応については、県単独での支援制度が平成23年9月補正予算で創設された。</p>	<p>被災したサービス提供事業者への資金面での支援については、国と連携を図りながら、各種制度を活用あるいは県単独で立ち上げるなど、柔軟な対応をとることができた。</p>

市町サポートセンターの設置運営を支援するため、「宮城県サポートセンター支援事務所」を平成23年9月に開設し、市町サポートセンター運営体制の支援や問題解決のためのアドバイス等を行った。	県サポートセンター支援事務所の設置運営を通じて、職能団体（社会福祉士、ケアマネージャー、弁護士）、宮城県社会福祉協議会と連携し、市町サポートセンターの設置運営を支援することで、応急仮設住宅における被災者の生活の支援体制を確保した。
被災者生活支援調整会議は、被災県民の支援を検討することを目的としており、事務局による部内の職務支援・調整は想定していなかった。	保健福祉部内の災害時の対応体制の充実強化が必要である。
震災直後に想定していた一時的な災害対応の域を超えた高齢者受入が長期化していたため、これらの実態を把握する訪問調査を実施。	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設における定員超過受入施設に対して訪問調査を実施したことは実態把握に有効であった。

子育て・要保護児童支援対策（P140～）	提言事項
<p>新たに県の復興基金を財源として認可外保育施設を利用する際の保育料を補助した。</p> <p>心のケアを必要とする子どもたちや保護者、その他関係者等への助言を行うことなどを目的にし、沿岸部を中心に「子どもの心のケアチーム」の活動を実施してきている。</p>	<p>分け隔てられることのない支援への取り組みが必要である。</p> <p>子どもの心のケアについて、ガイドラインにより県と市町との役割を明確化しておくことが必要である。</p>

障害者支援対策（P150～）	提言事項
被災した聴覚障害者に対する生活再建等のための情報提供や相談支援を行う拠点として、平成24年1月4日に「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」を開設した。	みやぎ被災聴覚障害者情報支援センターを設立し支援を充実したが、継続した取り組みが必要である。
特例措置により認められたオーバーベッドで、精神科への入院が必要な場合のベッドを確保している。	病院のオーバーベッド対策の検討が必要である。

心のケア対策（P153～）	提言事項
避難所の閉鎖に伴い、平成23年8月から、震災により精神症状を呈した被災者や、以前から治療を受けていたが医療中断等により日常生活に支障をきたしている被災者に対して専門家チームを派遣し、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施した。また、みやぎ心のケアセンターを、仙台、石巻、気仙沼に設置した。	精神障害者アウトリーチ推進事業などを実施し、被災者の心のケアに努めた。今後は、多様な被災者に対して実施した各種の取り組みについて記録・検証し、今後の災害において活用できるようにマニュアル化を図ることが望まれる。
住民の心のケアや被災者支援に関わる職員が適切な支援を行うことができるよう、管内の市町や社会福祉協議会等の職員を対象として、「震災後の心のケア研修会」を開催した。	長期的な心のケアへの対応は有効である。すぐに効果が現れるものではないが継続的な対応が必要不可欠である。
地域ぐるみの「心のケア対策」について取り組むとともに、理容組合と連携して「ゲートキーパー養成研修会」を開催する計画を立てている。	今後の自殺リスクが高まる可能性を踏まえて事前対策を行っている。今後は同様な取り組みで得られた知見等を県内外に展開することが必要である。
過去の災害対応事例や関係機関との協力により具体的な支援策の検討を行い、研修会を実施。	心のケア支援策は、管内の精神科医療機関や行政等関係機関相互の情報共有と連携体制の強化を図り検討された。
関係機関の情報共有と支援方針を明確にするため、月1回行政関係者の打合せを実施した。	仮設住宅等の入居者への健康支援が関係機関等と連携して進められた。
市の広報紙に心の健康に関する記事を定期的に掲載した。	心の健康に関する啓発活動は、広報誌の活用などにより効果的に進められた。

「心のケアチーム」の撤退で精神障害者等への支援体制がとれなくなる恐れのある地域について、県予算措置により引き続き平成24年度末まで「心のケアチーム」による支援の継続を可能とした。	震災後の県民等の状況を適切に把握・分析し、「心のケア」対策に活かされた。
「心のケア」対策に関する活動記録を「東日本大震災における心のケア」としてとりまとめた。	活動記録がとりまとめられており、今後の「心のケア」対策検討のための基礎資料とすることができる。
精神科の医療機関等の被害状況については、被災した保健所に代わり、精神保健福祉センターが現地へ出向き被害情報の確認と情報収集を行い、これらの情報をもとに支援計画等が組み立てられた。	災害時の役割等が予め定められていない中で、その能力を十分に発揮する役割を担った。

災害救助法 (P162～)	提言事項
平成23年7月に設置された、「保健福祉部震災援護室」の業務量が多く、10月以降も段階的に職員が増員されるとともに、保健福祉事務所からの応援職員及び臨時職員の増員により事務処理に当たったものの混乱は続いた。	災害救助法に関わる業務体制の充実を図ったが、今後の災害対応に当たっては、混乱が生じる前に体制を整備するなど、応急救助の組織体制を十分に検討・整備する必要がある。
応急仮設住宅の供与及び市町村への繰替支弁に関する経費以外は危機対策課の職員で対応することとなった。	災害救助法に係る予算及び経理事務について、県庁内で役割分担を行うことで柔軟な対応が行えた。
県内で活動する自衛隊が必要とした物品については、局地的な災害と同様に部隊単位で危機対策課が会計事務を担当した。	自衛隊が必要とする物品の経費負担を部隊単位で行ったため膨大な事務負担が発生した。今後の広域災害における円滑な災害対応に向けて、災害規模に応じた効率的な調達の仕組みの構築を防衛省等の関係機関に働きかけることが望ましい。

広域水道・工業用水道の応急・復旧対策 (P169～)	提言事項
各広域水道事務所で定期的に開催している危機管理検討会において、震災以降、災害復旧に関する対応や情報提供のあり方等についてが主なテーマとなった。	災害復旧の対応や情報提供のあり方等について意見交換を行う危機管理検討会は、今後の災害対策に備えた有効な場となっている。
平成24年3月に宮城県企業局業務継続計画(BCP)を策定した。	企業局業務継続計画(BCP)の策定は震災時の混乱を解消する計画として有効である。

応急仮設住宅 (P172～)	提言事項
被災住民のための応急仮設住宅は、社団法人プレハブ建築協会に要請し、一括施工する寒さ対策を含めた標準仕様を定めたうえで建設された。	応急仮設住宅の建設は、県が建設することで市町村の負担を減らし、効率的に建設を推進できた。
本来、入居者を含む任意団体を補助事業者とすべきところ、市町は災害による混乱が継続し、任意団体を設置できる状況になかったため、平成23年度は特例措置として市町へ補助したが、その調整に相当の時間を要した。	応急仮設住宅の運用面において、諸課題への対応が発生した。今後は、市町村へ直接補助する財源を含めた仕組みについて整理しておくことが必要である。

民間賃貸住宅の借上げ (P179～)	提言事項
職員が普段扱うことのない不動産賃貸契の処理を行うこととなり、事務処理面で多くの時間を要している。	民間賃貸住宅の借上げについては、運用ルール明確化が今後必要である。

住宅の応急修理制度（P184～）	提言事項
<p>住宅の応急修理は、原則として災害発生の日から1月以内に完了することとされているが、東日本大震災においては、被害が著しく甚大であり、修理業者の被災、被災住宅の被害認定の長期化等の影響があったことから特別基準により運用され、平成24年1月31日までの受付分が認められた。</p>	<p>被災者の生活の安定を早期に図るため、住宅の応急修理制度の締め切り延長の措置と共に、今後、修理工事の実施体制の充実についても整備していくことが望まれる。</p>
被災市街地の建築制限（P186～）	提言事項
<p>復興まちづくりの妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、緊急の措置として、建築基準法及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律に基づき、特に区域を指定し、平成23年11月10日まで建築制限を実施した。</p>	<p>被災状況により建築制限の延長が柔軟に適用できるような仕組みを国と協議し、可能な限り住民の意向を反映した「まちづくり」ができる制度となるように今後、検討していくことが望ましい。</p>
生活福祉資金（P190～）	提言事項
<p>従来から低所得世帯を対象として実施されている資金であるが、東日本大震災の被害の甚大さを受け、被災世帯も貸付対象に含める等の特例措置が取られた。</p>	<p>被災世帯も貸付対象に含める等の特例措置が取られた生活福祉資金の対応は、膨大な貸付決定者への対応のため体制整備が必要であった。</p>
災害義援金（P193～）	提言事項
<p>平成24年1月19日に開催した「第4回宮城県災害義援金配分委員会」で、「義援金受付団体」及び「宮城県災害対策本部」に寄せられた義援金について、その配分方法等について協議・決定した。</p>	<p>災害義援金の配分額の決定は、被害の全容や件数が確定しない中で対応が実施された。今後は、対応プロセスを整理して、義援金に関する対応手順等を定めた計画等の策定が望まれる。</p>
被災者生活再建支援制度（P195～）	提言事項
<p>他被災県では実施していない、県独自の減免措置を講じ減免対象者を拡充した。</p>	<p>特例措置の申請に関わる業務は、納税者への周知方法の充実が必要であった。</p>
外国人県民への対応（P212～）	提言事項
<p>「みやぎ外国人相談センター」において、主な外国語で常時相談を受けられるよう、相談員への携帯電話支給を平成23年9月まで継続した。</p>	<p>外国人県民への安否確認、情報発信・伝達については、日頃から外国人県民の防災意識を醸成する取組が必要であった。</p>
二重ローン対策（P214～）	提言事項
<p>既存の住宅ローンを軽減し住宅再建を支援する宮城県独自の制度として、復興基金を活用し、二重ローン支援事業を事業化した。</p>	<p>今後、被災者の生活基盤の安定が進むに連れ、二重ローンの申請件数が増加することが想定されるため、対応体制を検討し、必要に応じて対応事項をとりまとめた手順書等も整備しておくことが必要となる。</p>
埋火葬対策（P217～）	提言事項
<p>平成23年9月以降継続して行われていた東松島市及び気仙沼市による改葬は、東松島市は平成23年10月10日、気仙沼市は同年11月19日に完了した。</p>	<p>大規模災害における埋火葬対策は、市町村のみでの対応は限界があり県が重要な役割を果たした。</p>

震災廃棄物対策（P218～）	提言事項
震災廃棄物の処理は、4ブロックの地区割りをを行い、処理施設の解体・撤去までの期間を含めて平成26年3月末を目標として処理が始まっている。	震災廃棄物の長期的な課題の洗い出しとともに対応計画の策定が必要である。
震災廃棄物の処理は、地域の力だけでは不可能であり、他県からの応援職員の対応が必要となった	震災廃棄物処理に関する応援人員の宿泊施設不足がみられた。
管内市町村の災害廃棄物の一次仮置き場への搬入状況を市町村担当者から聴取し、各市町村の被害・対応状況の確認を行った。	震災廃棄物量の集計方法は今後検討が必要である。
震災直後は、道路を確保するため、高さを気にせず廃棄物を積み上げなければならない状況がみられた（国の指針は最高5m）。	震災直後は、道路を確保するため、高さを気にせず廃棄物を積み上げなければならない状況がみられた。災害廃棄物の仮置き場の「理想と現実」の乖離をどの様に解消していくかは、今後、国、県などで検討が必要である。

農林水産経営支援対策（P230～）	提言事項
国の支援事業を活用するためには、協業化と事業計画の策定などが必要となるため、農業者・漁業者の経営計画の策定を支援し、協業化を進めた。	漁業の協業化推進および維持に関わる諸課題に対応するために継続的な支援が必要である。
被災した農協等が所有する施設等の復旧に係る補助事業について、平成23年度は、農業用共同利用施設で3団体、団体の施設・設備で19団体に対して支援を行った。平成24年度も継続中。	農業者、漁業者の経営を安定させ、生活の基盤をつくるために、地域の生産活動の拠り所である各団体（農協・漁協）の早期復旧に向けた継続的な支援が必要となる。

農業関連対策（P231～）	提言事項
津波被災地域5市町（亘理町、石巻市、東松島市、岩沼市、山元町）が国の地域農業経営再開復興支援事業に取り組むに当たり支援を行った。	県が国と市町村の間に入り、「被災地域農業復興総合支援事業」の申請に関わる書類等の事前指導を行うことで、市町村は国への申請をスムーズに進めることができた。
農業版特区の設定を目指し復興庁との協議を開始するとともに、県と共同申請する市町と連携し、できるだけ早く国から認定を受けられるよう復興推進計画の作成を進めた。	宮城県民間投資促進特区（農業版）は、農業振興を推進し、被災農家の雇用拡大と地域経済の活性化が図られるか検証が求められる。
平成24年産の米の作付調整に、生産調整の元締めになる関係機関と、生産数量目標の配分時期である平成23年12月から前倒しで着手した。	平成24年産の米の作付調整は、前年度の結果と課題を踏まえて作付調整期間を前倒したことにより、おおむね農業者の削減希望面積に見合う調整確保に繋がられた。
国の、東日本大震災農業生産対策交付金を最大限に活用して、共同利用施設の復旧及び農業機械等のリース、並びに営農再開に必要な資機材導入を支援した。	今後、沿岸部の農地の本格的な復旧に伴い上がってくる農業機械・施設等の支援要望に対して、継続して応えられる制度としていくことが望まれる。
農作物に関するセミナーとして、平成23年10月に除塩・塩害対策セミナー、同年11月に花きセミナー、平成24年2月に野菜セミナー等を開催した。	放射能や塩害の影響による農作物への対応について、各種セミナー等を通して農業者に情報を発信し、正しい知識や対応方法等の周知・普及を行った。
米と大豆に関わる放射能の測定結果公表をした。また、堆肥関係、農地土壌の測定結果も平成24年3月に公表した。	農作物の放射能の測定に関わる対応は、初めての対応でありマニュアル化が望まれる。
農地の利用や関連する制度・事業のほか、営農資金や生産技術・経営等の各種相談に対応するとともに、各都道府県から被災農業者の受入れに関する情報を収集し提供した。	東日本大震災営農生活相談所・早期営農再開支援センターの運営は、営農再開に向けて効果的であった。

農地・農業用施設対策（P251～）	提言事項
避難により地権者の意向を確認できないなど、農地の復旧に向けた対策等の取り組みが滞る状況があった。	浸水農地の復旧にあたり、農地の処置に関わる法制度の緩和措置、柔軟な運用を検討していくことが必要である。
平成23年12月までに復旧対策が必要な農地（13,000ha）の災害査定を終えるため、国にGISを使った災害査定の簡素化を申請し、期限内に査定が終わった。	災害査定の簡素化と本復旧に向けた取り組みを検証する必要がある。
東日本大震災復興特別区域法における農地整備は、平成25年度以降、工事に本格着手し、平成27年度までに完了させるスケジュールとなっている。	東日本大震災復興特別区域法における農地の再編について、住民の意向を反映した復興となるように国に制度の緩和を要望していくことが望ましい。

水産業関連対策（P258～）	提言事項
陸上に打ち上げられた船舶について、処理を行うのが困難な自治体（5市5町）については、地方自治法に基づく事務委託により県が船舶の処理を代行した。	津波で陸揚げされた漁船の処理事例を整理して記録に残しておくことは、制度の見直し等にも有効である。

水産業施設対策（P266～）	提言事項
沿岸の業者が作業できない水深20m以深の魚場と沖合い底引き網禁止ラインの間のガレキ撤去が進んでいない。時化が起きると、ガレキ撤去済みのエリアにガレキが流れ、撤去作業を繰り返す問題が発生している。	水深20m以深の取り残されているガレキを撤去するために、ルールを柔軟に運用して関係者間の調整を図り、効率的に撤去を行う必要がある。
被災規模が広範囲であるために、通常の事務処理を前提としている体制では、事務処理できるマンパワーが足りないのが現状である。	事務処理のマンパワー不足により、必要な予算が使い切れず、無駄になってしまうことが懸念されている。会計年度にとらわれない柔軟な対応がとれるよう国と調整していくことが期待される。

海岸保全施設（P293～）	提言事項
平成23年9月9日の宮城県沿岸域現地連絡調整会議内で、宮城県沿岸における海岸堤防高さの決定がなされ、査定前に関係機関との調整を実施した。	住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設について、引き続き調整を進めていく必要がある。

港湾施設（P297～）	提言事項
航路の再開や、着工式、着手式などイベントを設け、マスコミにも積極的に情報を提供し取り上げられる等、積極的な周知を行った。	港湾の復旧を様々な方法で情報提供し、復旧のアピールに努めた。宮城県の経済再生・競争力回復のためにも有効な取り組みとなった。

下水道施設（P299～）	提言事項
宮城県下水道BCPワーキングを設立し、下水道BCPの策定に取り掛かっている。	震災時の対応をもとに、下水道BCP策定に取り組んでおり、成果が期待される。

仙台空港及び関連施設（P301～）	提言事項
仙台空港ビル株式会社、仙台空港鉄道株式会社の職員は維持管理業務が主体であったため、施設や設備等の工事発注や工事管理などは不慣れな業務であった。	第三セクターである仙台空港ビル、仙台アクセス鉄道等の復旧・復興のための復旧費用の支援、工事発注や工事管理の支援を行い、仙台空港の早期復旧に貢献した。
仙台空港再開のPRや、海外の利用者に対する原発事故による風評の払拭に向けた各種イベントを実施した。	仙台空港、観光地等の復旧に関わる情報発信を通して、宮城県の観光事業の復旧を国内外にPRする必要がある。

県営住宅 (P305～)	提言事項
<p>平成 23 年 4 月初めまでに応急復旧工事の概算契約を済ませ、順次復旧作業に着手した。床上浸水となった住戸は、住民が一旦避難の上、復旧作業を優先実施した。</p>	<p>県営住宅の復旧工事にあたり、資材の不足や住民が入居した状態で工事を進めたため、入居者との調整や工事の長期化等が課題となった。</p>
県発注工事等における特例措置 (P309～)	提言事項
<p>県発注工事等の入札及び契約手続き等に関して、施工計画等の提案を省略するとともに、被災者の雇用や施工地により近い地元企業を優先評価する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入や、前金払の割合引き上げなどをはじめとする特例措置を講じた。</p>	<p>「特別簡易型」総合評価落札方式の運用により、復旧・復興工事における手続きの簡素化・迅速化や被災者雇用等の促進が図られた一方、県発注工事等の入札不調対策が求められる。</p>
商工業支援対策 (P314～)	提言事項
<p>「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」「中小企業施設設備復旧支援事業」は、県内民間企業等が復旧・復興を進める上で大きな支援となった。</p>	<p>各種補助事業は県内企業の復旧・復興への大きな足がかりとなった、今後も引き続き本格的な復興へ向けた支援が必要である。</p>
<p>県内 33 商工会、6 商工会議所に依頼し、38,786 会員(平成 23 年 3 月 10 日時点)を対象に平成 23 年 11 月 30 日現在の被災及び復旧状況について面会、電話等による調査を行った。</p>	<p>震災後の県内商工業者の営業状況について定期的な調査を行うことで、商工業者の被災・復旧に関する貴重な基礎データが得られた。</p>
<p>各地方振興事務所が、被災事業者への支援施策の周知と活用を誘導するために関係団体と連携しての取組を行った。</p>	<p>被災した事業者支援のため企業訪問、復旧支援事業の周知・申請支援など対応した。今回の対応を踏まえた災害発生時における商工業支援計画の策定を期待したい。</p>
<p>震災以前から企業によるものづくりに関する協議会の事務局を地方振興事務所が担い、県と企業が「顔の見える関係」を構築していた。</p>	<p>地元企業との地域連携の関係を構築していたことで、円滑な支援が行えた。今後は、県、市町村及び地域の企業による地域連携の関係構築の取組を広げることが望ましい。</p>
雇用対策 (P323～)	提言事項
<p>国の各種助成金等や、国の制度を補完する県独自の制度を実施することにより、県内の雇用の維持・確保・創出を行うとともに、県内経済団体への働きかけにより、被災者や新規学卒者の就職支援が行われた。</p>	<p>宮城県独自の制度・取り組みにより県内の雇用確保に努める一方、沿岸部の厳しい雇用情勢にかんがみ、既存事業の改善や国等との連携が必要と考える。</p>
<p>平成 23 年度において、緊急雇用創出事業(事業復興型を除く)で 13,599 人、事業復興型雇用創出事業 78 事業所、203 人の雇用を創出した。</p>	<p>緊急雇用創出事業を活用し、より多くの被災者を雇用することで、雇用の創出と生活安定を図った。被災者の域外・県外への流出抑制には効果があったものと考えられ評価できる。</p>
観光対策 (P330～)	提言事項
<p>震災直後から継続している情報発信に加え、平成 23 年 11 月には県下の市町村及び関係機関とともに、宮城県の「食と観光」を PR するための首都圏キャラバンを実施した。</p>	<p>外部の支援を得て、宮城県の観光資源の現状を広く伝えた。引き続き継続的な観光客誘致の取組が必要である。</p>
<p>平成 23 年 10 月、みやぎ観光復興支援センターを立ち上げた。</p>	<p>宮城県観光復興支援センターを立ち上げることで、沿岸市町村へのボランティアと市町村の橋渡し役を担った。復旧・復興事業に追われている市町村の支援にもなっていることから非常に有効な取組みであると言える。</p>

観光PRや復興イベントが各地方振興事務所で開催されている。	震災に伴う風評被害対策は今後も対応が必要である。今後の県内外への情報発信方法も含めて関係機関と連携した対応が必要である。
-------------------------------	--

県立学校への対応（P340～）	提言事項
震災により被災し、経済的に修学が困難と認められる生徒の修学支援を行うため、当該生徒に対する「被災生徒奨学資金」を新たに設け、平成23年9月から貸付けを開始した。	震災により被災し、経済的に修学が困難になった生徒の修学支援を行うため、新たに「被災生徒奨学資金」を創設した。経済の復興状況や国の動向も踏まえながら、制度について継続して検討していくことが必要である。
被災した生徒の心を支えていくために、カウンセラーを長期にわたり継続的に派遣することとし、スクールカウンセラーを配置しているすべての学校（県立高校76校、特別支援学校3校）に対して、派遣回数を上積みした。	スクールカウンセラー派遣の長期的な枠組みを構築する必要がある。今後も長期にわたる心のケアが必要と考えられるため、専門性の高い人材をいかに確保していくかが課題といえる。

市町村立学校への対応（P345～）	提言事項
県内のスクールカウンセラーの緊急派遣を行った。人数が不足したため、県外からのスクールカウンセラーも受け入れて対応した。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、被災生徒の対応にあたった。今後も更なる事業の拡充、人材確保等の課題に対する協議を行い、継続した支援を行っていく必要がある。

私立学校への対応（P350～）	提言事項
災害への対応を可能な限りスムーズに進められるように国との調整を積極的に実施した。	公立大学法人宮城大学や私立学校の災害復旧に向けた国への要望や支援事業は有効であった。今後の災害に備えて対応計画等に整理しておくことが望まれる。

甚大な被害を受けた公立学校に係る人的体制の確保（P352～）	提言事項
全国各地から地方自治法に基づく教員派遣を受けて、災害時における子どもたちの学習支援を充実するための対応を行った。	地方自治法に基づく教員派遣の調整は、ルール化・マニュアル化が必要であった。今後は、国、県、市町村、関係機関等が連携して対応を検討しておくことが必要である。

学校安全関係（P354～）	提言事項
各学校で「学校防災マニュアル」を作成する際のポイントを示した暫定版「学校防災マニュアル（例）」を、県立学校及び各市町村教育委員会に通知・配布した。	震災の経験を踏まえ、「学校防災マニュアル（例）」を短期間で作成した。独自に調査・集計した結果にもとづき、人員不足などの問題もある中で、作成体制を工夫し、作成に取り組んだことは評価できる。

教職員への措置等（P356～）	提言事項
県・各市町村が連携して学校における「防災主任」を制度化し、運用を開始している。	自然災害に対する危機意識を高め、学校における防災教育推進体制整備を図るための防災主任の配置に取り組んだ。

被災した教職員へのメンタルヘルスケア等（P357～）	提言事項
臨床心理士によるメンタルヘルス個別面談を実施したが、市町村やNPOも独自に同様の質問・面談等を重複して実施している状況があった。	市町村やNPO等の関係団体との連携については、事前の計画が必要であった。

指定文化財等 (P368～)	提言事項
<p>行政機関や研究機関、学会等の連携・協力の下に、各地の、多数の被災文化財等を救出して応急処置を施し、博物館等で一時保管が行われた。</p>	<p>被災した文化財の保全、廃棄・散逸の防止のための対応は、長期の対応が求められることから、役割分担を定めた計画が必要である。</p>
埋蔵文化財 (P371～)	提言事項
<p>復興のための工事着手に向けた埋蔵文化財発掘調査は、地域住民や報道機関から復興の遅れと誤解を招くことがある。</p>	<p>埋蔵文化財発掘調査に関する住民等への周知、調査体制の充実が必要である。</p>
災害ボランティア活動支援対策 (P374～)	提言事項
<p>県社協及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協議のうえ、平成23年3月12日に宮城県災害ボランティアセンターが設置された。</p>	<p>地震発生直後から運営を開始した宮城県災害ボランティアセンターは、市町村の災害ボランティアセンターと連携しながら対応を進めた。次の災害に備えてボランティア対応に伴う手順や課題を検証し計画等に整理しておくことが必要と考える。</p>
東京電力福島第一原子力発電所事故に対する対策 (P378～)	提言事項
<p>庁内の連絡調整等を行う組織として「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」を設置した。 県民の不安を解消するために放射能情報サイトみやぎの開設、講師等の派遣を実施している。</p>	<p>福島第一原子力発電所事故に伴う県の体制整備や情報発信に努めた。測定結果の公開方法はデータを開示するだけに留まらず、表現方法の工夫、用語解説、出荷制限情報、外国語対応等の情報を受け取る側の視点にたった対応は評価できる。</p>
<p>民間事業者の損害賠償請求を支援するため、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を構成する事業者団体を通じて被害状況調査を実施した。</p>	<p>福島第一原子力発電所事故に伴う民間事業者等の損害賠償への支援はさらなる充実が必要である。</p>
<p>南部山浄水場で貯留している放射性物質を含んだ汚泥は、中間処分できる場所も限られており、時間の経過と共に保存量が増加してきている。</p>	<p>放射性物質を含んだ汚泥の処理方法については、全県的な対応の検討が必要である。</p>
<p>水道水、浄水発生土、宮城県産牛の検査については、測定した結果を指標値や規制値と照らし合わせて、県民等に必要な情報をホームページで公表している。</p>	<p>放射線・放射能の測定及び測定結果については、今後も臨機応変な対応が必要である。</p>
<p>放射性物質の測定について、各市町村に最低1か所モニタリング地点を設けるなど、環境省に地点の見直し案を要望して改善した。</p>	<p>放射性物質モニタリング地点の選定は、県民への不安感を解消するために、環境省と測定地点を調整し決定した。県民の不安感払拭のため、各市町村には最低1箇所測定地点を設けるなど、県民の立場に配慮した対応を行っており評価できる対応であった。</p>
<p>基準値を超える水産物の流通を防ぐため、迅速に宮城県水産物放射能対策連絡会議を立ち上げた。</p>	<p>水産物に関わる放射能の基準値が強化される前に、放射能対策に関わる連絡会議を迅速に立ち上げ、決裁権のある代表者同士が現場で協議の上、迅速にルールを定めたことで、基準値を上回る水産物の市場への流通を回避できた。</p>
<p>汚染稲わらが誤って飼料として牛に給与されることを防ぐことと、保有農家の不安をなくすため、関係市町の協力を得ながら、一時保管場所の確保と一時保管施設の設置を進めた。</p>	<p>放射性物質に汚染された家畜の粗飼料を抱えた農家のために、各市町村と継続して話し合い、住民の納得が得られる方法で汚染物質の処分を支援していくことが望ましい。</p>

県の原子力安全対策に係る環境の整備（P401～）	提言事項
<p>東北電力株式会社と周辺自治体との間で締結されている安全協定にもとづき、女川原子力発電所への立入調査を実施した。</p> <p>併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、東北電力株式会社がどのような緊急安全対策を計画に基づき実施しているかを確認した。</p>	<p>原子力安全対策に関わる対応は、復興計画とも絡めながら県全体としての対応が必要である。</p>



3. 検証の総括

発災後6か月を経過した段階においても県では前半6か月と同様、その所掌する応急措置を速やかに実施することを主眼に、人命の安全確保、インフラやライフラインの応急、復旧の対応を実施している。その一方で応急、復旧から、経済や産業の復興に向けたフェーズへの対応にも進んでいる。今回のような甚大かつ広域的な被害を受けた地域の復旧そして復興に向けた計画は、あらかじめ定められたものがなく、被災者の立場にたった手探りの対応を県が主体となり進めなければならなかった。これは、被災して行政機能を失った市町や、現地の状況が十分に把握できない国にもできないことであり、被災者の立場にも立ちながら、制度上の解決しなければならない課題を国と調整可能な県だからこそできた対応であった。

加えて県では、市町村による応急措置が的確かつ円滑に行われるよう、様々な支援を実施している。特に、被災により十分な行政機能が果たせない市町の業務を県は様々な形で支援しており、事前に準備されていなかった事項に対しても実施してきた。

●経済や産業の復旧・復興に向けた対応

災害対応は、常に変化していく状況を分析して臨機応変に対応していかなければならないことから、県全体として様々な取り組みを実施しており評価できる内容であった。

被災住民の生活支援の面では、避難所から応急仮設住宅や県で借り上げた民間賃貸住宅に移る際の支援や心のケアを実施してきており、被災した住民の生活を普通の生活に戻すための支援を積極的に行ってきた。また、被災企業に対しても農業、漁業、その他産業などに対して資金面等の支援を充実させて早期に再開ができるように対応が進められてきた。放射性物質による影響では住民への不安解消や風評被害対策に積極的に取り組んできた。これらの対応は被災住民や被災企業の立場に立ちながら対応が進められており評価できる内容であった。

一方で、県として取り組んでいる経済や産業の復旧・復興に向けた動きは、被災住民や企業が本当に望んでいるサービスなのか十分に把握した上で進めていく必要がある。県では、国等と連携して法制度に基づき様々な支援を実施してきているが、今後は、被災住民や企業に対するアンケートやヒアリングなどで意識調査を定期的実施して、県の対応について客観的な評価を行い今後の施策に反映していくことが望ましい。また、県の対応体制の充実という面では、人材育成の面でも課題が残る。県では東日本大震災を受けて、人手が不足する部署に人員を配置することや、災害対応の検証を行い計画やマニュアルをより実効性の高いものとなるよう取り組んでいるが、職員への危機対応に関する教育制度は明確になっていない。今後は、全庁的な教育制度の充実を行い、危機発生時に県職員が何をすべきか、また、県民のためどのような責任を担っているのかを周知徹底し、危機意識の向上を図るとともに、危機発生時の対応手順を理解させる訓練などの取り組みが必要であろう。

県全体で取り組んできた主な対応として、以下の事項について記載している。

- ・ 広報機能の充実
- ・ 被災住民への支援
- ・ 産業への支援
- ・ 放射性物質による影響への対応

●市町村による応急措置への支援

県では、被災により十分な行政機能が果たせない市町の業務を支援しており、期待される重要な役割を果たしたと言える。これらの対応は、法制度上は定められているものの、具体的な対応内容は市町村と事前に調整していたものでなかったことから、いくつかの課題も見られた。

今回の震災では、被害の大きさからこれまでの災害救助法に定められた内容では、被災者への対応は十分にできないことが多かった。このため、災害救助法に定められた内容が実態と乖離していた部分については国への要望を積極的に行い改善がなされており、被災者や市町村の立場に立った支援内容に改善できていると評価できる。次に、被災者への健康危機対策も様々な対応が実施された。感染症の予防としては、県では支援員による被災者への普及啓発のために支援員向けの感染症対策セミナーの開催や、普及啓発チラシの配布を実施しており効果をあげている。これらの対応は各地域の保健所を支援する意味でも評価できる。また、災害時要援護者への支援については、市町村を支援するために「宮城県サポートセンター支援事務所」を開設し、市町サポートセンター運営体制の確認、その他の問題解決のためのアドバイス等を行っている。また、県の権限を市町村に移譲するための条例改定や、市町村が実施する業務を特例的に県が実施するなどの支援も行っている。今後は、これからの災害に備え、今回の対応について、対応手順や課題を整理し市町村が機能不全に陥った場合の対応手順として整理しておくことを期待したい。

一方で、これまで未経験な対応をしたことによる課題もいくつかみられている。例えば、応急仮設住宅の運用面では、一部の設備（エアコンなど）が市町村の権限により異なった形で設置された事例もあり、不公平感をなくすためにも県全体として調整が必要であった。また、住民の健康調査に関しては市町村で独自に実施された事例もあり、調査項目に違いが生じたことから、県全体で住民の健康状態を横断的に把握することが困難であったことも課題である。

今後は、今回の震災のような広域災害において、県として市町村が本来の機能の果たせなくなった場合の対応を市町村や関係機関とともにシミュレーションしておき、県として期待される対応や対応の限界などもあらかじめ明確にし、そのうえで具体的な対応計画を検討していくことが必要であろう。この際には、県、市町村といった行政だけでなく、地域住民と事業者等とも十分に連携し、自助・共助・公助による取り組みを推進することが望ましい。

県全体で取り組んできた主な対応として、以下の事項について記載している。

- ・災害時要援護者のサポート
- ・「宮城県市町村行財政運営支援方針～震災復興に向けて～」の策定
- ・「事務処理の特例に関する条例」の改正
- ・市町への人的支援

本検証は、前半6か月に引き続き、その後の7か月目～1年の6か月間における県庁各課の対応を検証したものである。市町村、被災住民などからの視点では異なる評価もあると考えられる。復興に関しては、地域産業の復興、住宅再建や復興住宅の建築、新たなコミュニティの形成、地域の防災拠点となる公共施設等の整備、エネルギー供給のあり方、放射性物質に関わる正確な情報提供など様々な課題があり、引き続き県として取り組みが必要である。

VI. 県災害対策本部連絡員意見交換会

記録・検証を、より多角的な視点で行うことを目的として、東日本大震災の発災以降、県災害対策本部事務局と各部局庁（警察本部含む。）との総合調整を担った各部局庁本部連絡員による意見交換会を平成24年11月に実施した。意見交換会にあたり、「県災害対策本部事務局との連絡調整等」、「各部局庁の災害対応、役割分担等」、「その他」の3つのテーマを設定した。

1 県災害対策本部事務局との連絡調整等への意見

県災害対策本部の運営全般については、県災害対策本部会議にマスコミが同席したことで情報がスムーズに伝達されたことや、出席した国の担当者を通じて省庁に直接要望が伝わったなど、効果的であった面が挙げられた。一方で、県災害対策本部事務局の組織としての機能の不備、会議資料の統一、会議内容の記録・情報共有などは、改善すべき点として意見が出された。主な意見は以下のとおりである。

- ・ 県災害対策本部事務局については、あらかじめ部局毎に割り当てや派遣人数も定めておき、事前の訓練やシミュレーションを実施しておくべきである。
- ・ 発災当時は、県災害対策本部事務局が飽和状態であり、各業務について誰に連絡を取ればよいのか分からない状態であった。事前に災害規模のステージを想定し、ステージ毎に県災害対策本部事務局から各課への業務移行が速やかにできる体制をあらかじめ構築する必要がある。

2 各部局庁の災害対応、役割分担等への意見

各部局庁の災害対応や役割分担等については、事前に部としてBCP（Business continuity Plan：事業継続計画）を策定していたことにより災害時に業務として何をすれば良いか参考になったという意見があった。一方で、「事前に想定されていなかった業務に対しての担当業務の範囲が不明確であった」という当時の役割分担に対する意見も多かった。主な意見は以下のとおりである。

- ・ 土木部においては、初動期は平成22年6月に作成した土木部BCPが有効に機能していた（いつまでに何をやるか明確であった）。
- ・ 現在、理解は進んでいるが、職員がマニュアルの連絡系統を理解していないことが課題である。このような混乱を防止するため、災害時の連絡調整については、マニュアル内に連絡先の順番、場所を具体的に明記し、誰もが理解できるように改善すべきである。

3 その他

その他の主な意見としては、県職員の意識の問題など広範囲に渡って意見が出された。主な意見については以下のとおりである。

- ・ 災害時の人員の過不足調整については思い切った取り組みが必要である。現有部署内のみで対策を講じるのではなく、課室によっては通常業務を完全にストップし、県災害対策本部の業務を支援するなど、事前に災害規模に応じた具体的な割り振りを決めておく必要がある。
- ・ 最前線で活動している職員に対するケア、長期災害派遣に対するマネジメントといった後方支援体制の整備も必要である。

Ⅶ. 「6か月間の検証記録」提言事項への対応状況

宮城県では、東日本大震災の発生した平成23年3月11日からおおむね半年間（初動期から応急・復旧期）の災害対応について、「6か月間の検証記録」にとりまとめている。「6か月間の検証記録」では、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター（以下「DR I」という。）による、中立かつ専門的な視点で検証した結果が改善の方向性ととも掲載されている。

今回の検証において県職員に聞き取り調査を行うにあたっては、併せてそれらの検証結果への取組状況についても調査した。以下に、宮城県における「6か月間の検証記録」に対する改善の取組状況の概要を示す。

（1）対応の着手状況

全庁的な視点でとらえると、宮城県ではDR Iによる検証結果を真摯に受け止め、災害対応記録の整理や個別マニュアル等の見直しなど、可能な範囲で対応に着手していた。しかし、個別の部署単位では、取り扱う災害対応・復旧関連業務の繁忙の差が大きく、具体的な対応に着手できていない部署も多かったが、対応すべき方向性については各職員が十分に認識していた。ただし、「県庁内部での調整」に分類される検証事項については、やや対応への着手が遅れている印象があった。「6か月間の検証記録」及び本書の検証結果については、その対応の必要性も含めて全庁的に整理し、担当課と実施期限を定めた行動計画(アクションプラン)を策定し、中長期的な視点で着手状況を管理する必要がある。

（2）情報のマネジメントについて

「6か月間の検証記録」では、情報の混乱や顕在化した脆弱性を踏まえた対応の必要性が数多く指摘されていた。各部署において出先機関や市町村との連絡体制等について見直しが行われていた。また、全庁的には情報通信システムの更新や関係機関との意見交換会等を通じて、情報のマネジメントに関する見直しに着手していた。

（3）本部体制の強化について

「6か月間の検証記録」では、庁内での役割が不明確であった点や、特定部門に事務量が集中したことを踏まえて役割分担の見直し、ならびに職員の交代制等も含めた柔軟な態勢整備等の導入の必要性が指摘されていた。全庁的な組織体制や役割分担については、個別の部署単位での取り組みが難しいため、東日本大震災における対応の教訓を踏まえ、全庁的な視点での見直しが必要となる。この点については、危機対策課を中心に、関係各課にヒアリングの上で地域防災計画、災害対応マニュアル、災害対策本部要綱の改訂作業が行われており、今後役割が明確になるとともに、本部の事務局運営等について改善が図られるものと考えられる。東日本大震災以降は2回の訓練が実施されているが、本部体制の実効性を向上するため、引き続きテーマを定めた定期的・継続的な訓練の実施が必要である。

（4）災害対応拠点・設備等の事前対策強化について

震災以前は、東日本大震災規模の災害に対応できるだけの拠点・設備等は整備されていなかった。聞き取り調査で把握した範囲においては、震災後に食料等の備蓄品等については充実が図られているが、費用のかかる設備の充実や拠点整備等については、一部を除き現時点ではまだ着手できておらず、今後長期的な計画に基づき進める必要がある。なお、災害対応拠点における事前対策については、個別の部署単位で独自に対応が進められている取組みがあるが、通信機器の整備等の全庁的な整合が必要な事項については、危機対策課等で把握する必要がある。

（5）外部機関との連携について

「6か月間の検証記録」では、県庁外部と連携した制度の見直しや、協定締結等の必要性が多数指摘されていたが、一部で関係機関との意見交換会や協議会等が開催されていたことを除き、具体的な対応については未着手となっている部署が多かった。県庁内のみでは実施が困難な対応ではあるが、最大の被災県として得た貴重な教訓を、広く災害対応に活かすため、関係諸機関に対する働きかけを行うことは、宮城県の責務であると言えることから、今後の取組みに期待したい。

東日本大震災（続編）－宮城県の6か月後から半年間の災害対応とその検証－（概要版）

編集発行 宮城県総務部危機対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2464 FAX 022-211-2398
